

重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画							令和3年度年度末自己評価結果(対象期間:4月1日～3月31日)														
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント				
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的							
○		地方支分部局における共同調達の推進に向けた主導的な環境整備	・財務局が共同調達の推進に向け、近隣官署とのネットワークの拡大等を目指し、連絡会等を積極的に開催する。	参加官署が享受するスケールメリットによるコスト削減及び調達手続の一本化等による業務効率化を図るため、府省庁の垣根を超えた共同調達を推進する必要があるため。	A+	H28	共同調達参加官署における連絡会等を全財務局で開催する。	R4年3月	A+	H28	全ての財務局において近隣官署とのネットワークを構築し、共同調達参加官署による共同調達に関する連絡会等を実施。	(地方)A	全ての財務局において近隣官署とのネットワークを構築し、10財務局で共同調達参加官署による共同調達に関する連絡会等を15回実施。	—	通年	地方支分部局における共同調達の推進に向けた環境整備には、連絡会等の継続的な開催が必要。	引き続き実施。				
					A	H30	連絡会等では、電力の共同調達実施に向けた検討及び調達改善全般に関するノウハウの共有等をテーマとする。	R4年3月	A	H30	電力の共同調達実施に向けた検討や調達改善全般に関するノウハウの共有等をテーマとした意見交換等を実施。	(地方)A	電力の共同調達の範囲等の検討及び調達改善全般に関するノウハウの共有等をテーマとした意見交換等8財務局で実施。	—	通年	電力の共同調達及び調達改善全般に関するノウハウ等を蓄積・共有するための環境整備には、連絡会等の継続的な開催が必要。	引き続き実施。				
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	【一者応札(情報システムの調達を含む。)改善の取組】 ・契約毎に、 ① 民間事業者からの意見等の収集、反映 (入札不参加者へのアンケート調査、同業者への事前ヒアリング、意見採集手続等で把握した意見等を活用した、仕様等の見直し等) ② 発注情報の積極的な発信 (十分な公告期間・履行期間の確保や既存設計書・作業報告書等の開示等) 等について、事前に審査する。 ・本省庁における一者応札となった案件及びその要因について、一覽を作成し、入札等監視委員会の審議に活用する。 ・入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容を今後の調達に適切に反映するとともに、当委員会へ講じた措置等を報告する。 【情報システムの調達における一者応札改善等の取組】 ・高度な知見と豊富な経験を有する契約専門官の知見を活用し、SE等単価の評価と過去の実績等を踏まえた工数による予定価格の妥当性の評価を行う。 ・契約専門官による情報システムの価格算定方式を中心とした講習会を実施する。 ・システム目的・用途と仕様内容が見合ったものとなっているか等の観点からCIO補佐官による審査を引き続き実施する。	事前審査及び事後審査を通じて一者応札から複数応札への改善を図る。	A+	—	事前審査及び事後審査を通じて一者応札から複数応札への改善を図る。	R4年3月	A+	—	契約毎に、民間事業者からの意見等の収集、反映及び発注情報の積極的な発信等が適切に行われているか事前に審査を実施。	(本省庁及び地方)A	(本省庁及び地方支分部局)契約毎に、民間事業者からの意見等の収集、反映及び発注情報の積極的な発信等が適切に行われているか事前に審査を実施したところ、140件について一者応札が改善した。このうち、前年度と比較可能な案件として、10件、約170万円のコスト削減が図られた。 <参考> ・一者応札件数※ 平成19年度 1,437件 令和2年度 919件 令和3年度 893件 ・一者応札改善件数・改善割合※ 令和元年度 95件 18% 令和2年度 127件 20% 令和3年度 140件 22% ※一般競争入札(企画競争を含む)	—	通年	継続的な取組が必要。	引き続き実施。				
					A+	H31	本省庁において一者応札となった案件及びその要因について、一覽を作成し、入札等監視委員会の審議(10月開催)において活用。	R4年3月	A+	H31	本省庁において一者応札となった案件及びその要因について、一覽を作成し、入札等監視委員会の審議(10月開催)において活用。	(本省庁)A	本省庁において一者応札となった案件及びその要因について、一覽を作成し、入札等監視委員会の審議(10月開催)において活用。	—	令和3年10月	—	—				
					A+	H30	入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容を今後の調達に適切に反映するとともに、当委員会へ講じた措置等を報告する。	R4年3月	A+	H30	入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容を今後の調達に適切に反映するとともに、当委員会へ講じた措置等を報告する。	(本省庁及び地方)A	入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容を今後の調達に適切に反映するとともに、当委員会へ報告。	—	通年	継続的な取組が必要。	引き続き実施。				
					A+	H24	高度な知見と豊富な経験を有する契約専門官の知見を活用し、SE等単価の評価と過去の実績等を踏まえた工数による予定価格の妥当性の評価を行う。	R4年3月	A+	H24	適切な予定価格の積算を行う。	(本省庁及び地方)A	(本省庁)契約専門官が68件の案件について、予定価格の積算過程の検証を実施。 (地方支分部局)本省会計課監査室が行う会計監査において、契約専門官が33件の案件について、予定価格の積算過程の検証を実施。	—	通年	継続的な取組が必要。	引き続き実施。				
					A+	H27	契約専門官による情報システムの価格算定方式を中心とした講習会を実施する。	R4年3月	A+	H27	参考見積の評価や予定価格の積算方法等について契約担当職員等の知識向上を図る。	R4年3月	A+	H27	情報システムの価格算定方式を中心とした講習会の実施(10回開催)	(本省庁)A	(本省庁)契約専門官による情報システム講習会(オンライン開催)を2回実施した。	(本省庁)情報システム講習会を通じて、参考見積の評価や予定価格の積算方法等について、契約担当職員の知識向上が図られた。	令和3年10月	継続的な取組が必要。	引き続き実施。
					A+	—	システム目的・用途と仕様内容が見合ったものとなっているか等の観点からCIO補佐官による審査を引き続き実施する。	R4年3月	A+	—	情報システム目的・用途と仕様書の整合性を確保し、調達仕様書の適正化を図る。	R4年3月	A+	—	(本省庁及び地方)A	(本省庁)CIO補佐官(現在は財務省デジタル統括責任者補佐官)が99件の案件について、情報システムの目的・用途と仕様内容が見合ったものとなっているか等の観点から、情報システムを調達する際に作成する調達仕様書の審査を実施。 (地方支分部局)CIO補佐官(現在は財務省デジタル統括責任者補佐官)が37件の案件について、情報システムの目的・用途と仕様内容が見合ったものとなっているか等の観点から、情報システムを調達する際に作成する調達仕様書の審査を実施。	—	通年	継続的な取組が必要。	引き続き実施。	
					A	H28	コスト削減効果(適正な調達規模の確保、配送コストの削減等)及び事務負担軽減等を考慮し、地方支分部局における共同調達の実施を推進する。	R4年3月	A	H28	地方支分部局における共同調達の拡大を図る。	R4年3月	A	H28	地方支分部局における共同調達の実施。	(地方)A	(地方支分部局)57品目について、共同調達を実施。	—	通年	継続的な取組が必要。	引き続き実施。
○		地方支分部局における取組の推進	・本省庁及び地方支分部局における調達改善全般に関する有益な取組等を把握・集約し、分析結果や情報を共有する。		A+	H29	本省庁及び地方支分部局における情報共有を通じて有益な取組例等の浸透を図る。	R4年3月	A+	H29	一者応札改善の取組状況や調達改善事例等を集約し、本省庁及び地方支分部局において情報を共有。	(本省庁及び地方)A	全35部局において、令和2年度調達における有益な一者応札改善事例等の情報を共有を行った。	—	令和3年6月	継続的な取組が必要。	引き続き実施。				
					A	H28(H29)(ガス)	R4年3月	A	H28(H29)(ガス)	R4年3月	A	H28(H29)(ガス)	(本省庁及び地方)A	(本省庁)電力6件、ガス4件について、一般競争入札を実施。 (地方支分部局)電力136件、ガス101件について、一般競争入札又は見積合わせを実施。 このうち、前年度と比較可能な案件として、電力については、4件(準備削減率:約3.6%ほか)のコスト削減が図られた。	—	通年	継続的な取組が必要。	引き続き実施。			
○		電力調達、ガス調達の改善	・平成28年4月からの電力小売全面自由化及び平成29年4月からのガス小売全面自由化を踏まえて、複数事業者による電力供給又はガス供給が可能となった庁舎等については、一般競争入札を実施し、少額随意契約による場合であっても複数事業者から見積書の徴収等を行う。 ・既に一般競争を実施している調達について、庁舎の特性や地域における供給事情等を考慮した上で、更なる競争性向上・コスト削減が図られる場合には、共同調達・一括調達を実施する。 ・競争性の確保、低廉な電力価格の実現等に留意し、関係法令との整合性を確保しつつ、実施困難な施設を除いて、再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達に向け、取り組みを推進する。	一般競争入札又は見積合わせ、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約に纏めた電力調達の実施等により、競争性を高めることともに、調達コストの削減を目指す。	A+	R2	既に一般競争を実施している調達について、更なる競争性向上・コスト削減を図るため、共同調達・一括調達を実施。	R4年3月	A+	R2	既に一般競争を実施している調達について、更なる競争性向上・コスト削減を図るため、共同調達・一括調達を実施。	(本省庁及び地方)A	(地方支分部局)庁舎毎に行っていた電力及びガスの調達3件について、一括調達を実施した。	—	通年	電力・ガスの共同調達・一括調達におけるノウハウ等の蓄積・共有のためには、継続的な取組が必要。	引き続き実施。				
					A	R3	R4年3月	A	R3	競争性の確保、低廉な電力価格の実現等に留意し、関係法令との整合性を確保しつつ、実施困難な施設を除いて、再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達に向け、取り組みを推進した。	R4年3月	A	R3	競争性の確保、低廉な電力価格の実現等に留意し、関係法令との整合性を確保しつつ、実施困難な施設を除いて、再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達に向け、取り組みを推進した。	(本省庁及び地方)A	(本省庁)4件について、一般競争入札により再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施。 (地方支分部局)24件について、一般競争入札により再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施。	—	通年	ノウハウ等の蓄積のため、継続的な取組が必要。	引き続き実施。	

その他の取組

調達改善計画		令和3年度年度末自己評価結果(対象期間:4月1日～3月31日)														
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)													
			定量的	定性的												
<p>【汎用的な物品・役務】</p> <p>・少額随意契約の更なる改善 少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件については電子調達システムを活用した一般競争入札又はオープンカウンタ方式を実施する(予定価格が100万円以下の案件についても、事務コストを勘案した上でオープンカウンタ方式を実施する。)</p>	継続		(本省庁) 57件について、一般競争入札又はオープンカウンタ方式を実施。 (地方支分部局) 647件について、一般競争入札又はオープンカウンタ方式を実施。 <参考> 令和元年度 ・一般競争入札 :107件実施 ・オープンカウンタ方式:747件実施 令和2年度 ・一般競争入札 :88件実施 ・オープンカウンタ方式:605件実施 令和3年度 ・一般競争入札 :79件実施 ・オープンカウンタ方式:625件実施	(本省庁及び地方支分部局) ・見積合わせを実施する場合に比べ、透明性、公正性及び競争性の確保を図ることができた。												
<p>・インターネットによる少額物品の購入</p> <p>規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達の拡大を図る。</p>		(本省庁) 15品目について、インターネット取引を利用した調達を実施。 (地方支分部局) 510品目について、インターネット取引を利用した調達を実施。	(本省庁及び地方支分部局) ・規格や性能を担保できる電化製品等の調達について、インターネット取引を利用したことにより、事務の効率化を図ることができた。													
<p>・一括調達の実施</p> <p>共同調達を実施困難な案件については、調達コストの低減や事務の省力化を図る観点から、引き続き一括調達を実施する。 実施に当たっては、競争性及び経済性に配慮しつつ、対象品目の拡大や仕様の見直しを検討する。</p>		(本省庁) 一括調達対象品目として、2品目を追加した。 (地方支分部局) 一括調達対象品目として、13品目を追加した。	(本省庁及び地方支分部局) ・一括調達を実施したことにより、事務の省力化等を図ることができた。													
<p>【クレジットカードを利用した決済】</p> <p>海外出張経費の精算、高速料金及び水道料金等の支払並びにインターネットによる少額物品の購入に当たっては、クレジットカード決済の導入を順次拡大する。 なお、クレジットカードの利用に際しては、引き続き「クレジットカード決済による費用対効果に優れた調達の促進」について(平成26年11月6日内閣官房行政改革推進本部事務局)を踏まえ、クレジットカード番号の複数年利用を図る。</p>	継続		(本省庁及び地方支分部局) クレジットカード決済は21部局において導入。 また、導入部局すべてにおいてクレジットカードの複数年利用を実施。 <参考> ・全35部局のうちクレジットカードを導入している部局 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>部局数</th> <th>導入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>17部局</td> <td>48%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>20部局</td> <td>57%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>21部局</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table>		部局数	導入率	令和元年度	17部局	48%	令和2年度	20部局	57%	令和3年度	21部局	60%	(本省庁及び地方支分部局) ・クレジットカード決済及びクレジットカードの複数年利用により、事務の効率化を図ることができた。
	部局数	導入率														
令和元年度	17部局	48%														
令和2年度	20部局	57%														
令和3年度	21部局	60%														

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【 尾花 真理子 モリソン・フォースター法律事務所 弁護士 】 意見聴取日【令和4年6月22日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 電力調達について 再生可能エネルギー電力をはじめとする電力調達全般において、各地域における競争性を高める取組につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p> <p>○ 調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p>	<p>○ 電力システムの制約のためエリアをまたいだ電力調達は難しい現状に鑑み、エリア単位で、地方支分部局等が必要とする電力の需要をまとめて公告する等まずはエリア単位で競争性を高め、かつ、共同調達を進めることを検討してほしい。</p> <p>○ 第6次エネルギー基本計画において、2030年までの再生可能エネルギーの割合を36～38%とすることが目標とされているところ、再生可能エネルギー比率30%以上を取組内容と設定し、成果をあげている点は評価すべきものと考えます。</p> <p>○ 一者応札の改善について成果をあげているものと考えます。 職員の作業の効率化の観点から、インターネットやクレジットカードの利用を一層すすめていくのが望ましいと考えます。</p>	<p>○ 共同調達の取組の効率化に留意しつつ、電力調達については、調達に関する情報を収集・共有しながら、引き続き、競争性を高める取組を推進していく。</p> <p>○ 職員の作業の効率化にも留意しつつ、引き続き、一者応札の改善に向けた取組やインターネットやクレジットカードを利用した調達を推進していく。</p>

外部有識者の氏名・役職【 梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長 】 意見聴取日【令和4年6月21日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 電力調達について 再生可能エネルギー電力をはじめとする電力調達全般において、各地域における競争性を高める取組につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p> <p>○ 調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p>	<p>○ 再生可能なエネルギー比率の高い電力調達に努力しており、今後も継続して取り組みを推進してほしい。</p> <p>○ 一者応札等も改善されており、調達改善計画は順調に進んでいると考えます。</p>	<p>○ 今後も競争性の確保、低廉な電力価格の実現等に留意の上、関係法令との整合性を確保しつつ、再生可能エネルギー電力の調達実施に努める。</p> <p>○ 今後も調達方法の工夫や、コスト削減効果の検証等を継続し、引き続き、調達改善の取組を推進していく。</p>

外部有識者の氏名・役職【 持永 勇一 EY新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 】 意見聴取日【令和4年6月17日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 電力調達について 再生可能エネルギー電力をはじめとする電力調達全般において、各地域における競争性を高める取組につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p> <p>○ 調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般につきまして、ご意見をお聞かせ願います。</p>	<p>○ 再生可能エネルギー電力の調達及び新電力会社との契約には電力消費量及び提供エリアに応じた適切なプランの比較検討が必要であり、加えて継続的に安定供給を確保する観点も重要な検討要素になる。令和3年度の電力調達への取り組みは改善の方向に向かいながら、かつ、着実な成果とノウハウの積み上げが進展しており、適切な取り組みであると認められる。</p> <p>○ 重点的取組としての共同調達に係る連絡会の開催及び意見交換など、ノウハウの共有から自主的・戦略的な取り組みに繋げることができていると認められる。また、一者応札に対する継続的、積極的な改善取組により、実際に改善の成果が表れていると認められる。一朝一夕に大幅な改善成果を得ることは難しい分野だけに、今後も継続した着実な取り組みが期待される。</p>	<p>○ 電力調達に関する情報を収集・共有しながら、電力の安定供給を確保しつつ、今後も調達方法の工夫や、コスト削減効果検証等を継続し、引き続き、再生可能エネルギー電力の調達の取組を推進していく。</p> <p>○ 共同調達に向けた取組を継続しつつ、また、一者応札の改善に向け、要因分析も行いながら、引き続き、効果的な改善策を推進していく。</p>